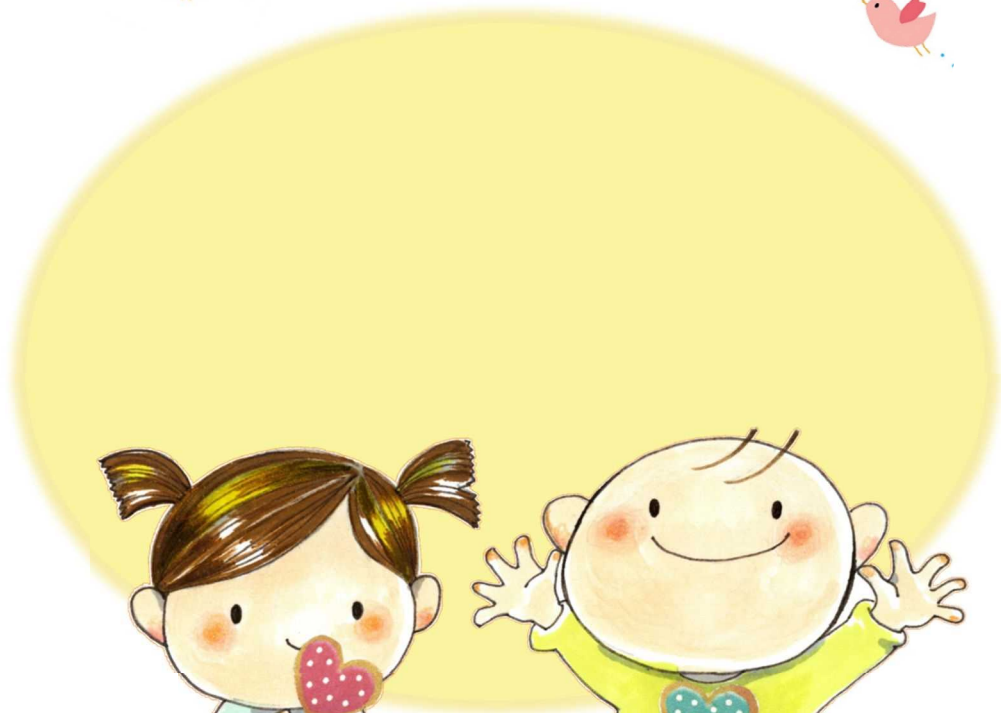




大津のこどもの人権を尊重する保育の ガイドライン

(大津市立保育園・幼稚園・こども園用)



大 津 市



1. ガイドライン策定の背景と趣旨

1994(平成6)年に日本が児童の権利に関する条約を批准してから30年、2023(令和5)年4月には、こどもが権利の主体として位置づけられ、こども基本法が施行されました。保育園・幼稚園等において、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期のこどもの最善の利益を考慮し、安心・安全な環境のもと、発達が保障され、乳幼児にふさわしい生活がおくれるように豊かな保育・幼児教育を行う必要があります。

しかし、格差社会や核家族化、少子化が一層進み、さらにはコロナ禍により、家庭外での経験や人との関わりが少なくなる等、こどもの発達にとっても家族の子育てにとっても必要な経験や環境を十分に保障できない状況が続き、育児不安や負担感の高まり等が社会問題となっています。一方、保育園・幼稚園等は、配置基準や職員の待遇の改善が十分になされない中で、慢性的な保育士・幼稚園教諭不足によって、安心・安全な園生活、豊かな保育・幼児教育を行う前提を整えることが困難になってきています。

こどもや子育て家庭、園を取り巻くこうした地域や社会の状況から、こどもたちは人権が脅かされかねない状況にも晒されています。そのため、園生活において、こどもの意見が尊重されるとともに、まず、こどもの安心・安全な園生活をつくり、人権が脅かされる事態を予防することが重要です。それでも万が一、こどもの安心・安全な園生活が脅かされる事態が発生した際には、迅速且つ適切に対応することが重要となります。

大津市ではこれまでもすべてのこどもの発達保障に積極的に取り組む等、児童の権利に関する条約に定められているこどもの人権を大切にしてきました。上記のことを踏まえ、さらに、こどもの人権や人格を尊重する豊かな保育・幼児教育が行われるよう、保育の方針や予防から重大事態にいたるまでの各段階における対応を示した「大津のこどもの人権を尊重する保育のガイドライン」を策定し、大津のこどもが健やかに育まれることを目指します。

2. 児童の権利に関する条約とこどもの人権

児童の権利に関する条約は、右記の4つの原則に基づいて、一人の人としての権利を認めるとともに、成長過程で特別な保護や配慮が必要なこども特有の権利も定めています。

児童の権利に関する条約の4つの原則

1. 生命、生存及び発達に対する権利
2. 児童の最善の利益
3. 児童の意見の尊重
4. 差別の禁止

3. 大津市幼児教育・保育の基本理念

すべての子どもたちが愛されることを基盤に

「心豊かにたくましく生きる力」を育む

- 乳幼児期にふさわしい生活と遊びを保障します
- 一人一人のよさと可能性を伸ばします
- 子どもたちの「夢と志」を育てます

「大津市幼児教育・保育共通カリキュラム」より

こどもの人権と人格を尊重する豊かな保育実践

4. こどもの人権と人格を尊重する豊かな保育の保障

私たちは、児童の権利に関する条約の精神に基づき、権利の主体であるこどもの権利を守り、最善の利益を第一に考えていきます。また、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」にも基づき、こどもが安心できる環境の下で、主体的に生き生きと活動し、自己肯定感を育みながら快適に園で生活していけるように、家庭とともに以下のことを大切に取り組んでいきます。

○こどもの命を守り、健やかな成長・発達を保障します

【生命・生存及び発達に対する権利】

- ・快適かつ安全に過ごすことができる環境を保障します。
- ・発達に必要な経験や乳幼児にふさわしい生活や遊び、選べる環境・時間を保障します。
- ・友達と楽しさや達成感を味わい、共に育ち合う保育を行います。

○こどもにとって最善の利益とは何かを考え保育を行います

【児童の最善の利益】

- ・こども自身が「～したい」と思い、自発的・意欲的に活動し、達成感や満足感を感じられるような環境を整え、生き生きと過ごせるようにします。
- ・職員の人権意識や保育の専門性を高め合いながら、こどもにとって最善の利益とは何かを考え合い、協働して保育を行います。
- ・保護者との信頼関係を構築し、こどもの最善の利益について共に考え合い、家庭と連携して保育を行います。

○こどもが意見や思いを表すことができ、その意見や思いを十分に尊重します

【児童の意見の尊重】

- ・安心して思いや願いを出し、受け止めてもらうことを通して、心地よい人との関係や自分らしさを育みます。
- ・ありのままの姿を認め、こどもの願いが実現できるように援助します。
- ・「それがいい」「それでいい」とそれぞれの考えや思いを尊重する保育を行います。

○どのような理由でも差別されることなく、人としての権利を保障します

【差別の禁止】

- ・人間らしい文化的な生活を保障します。
- ・自分の素敵なところを周りの人達に認めてもらうことを通して、自己肯定感を育みます。
- ・「みんな違っていい」と一人一人の違いを尊重する関係性を育むとともに、一人一人の違いを超えて人としての共通性を理解し尊重し合う関係性を育みます。
- ・友達との様々な体験を積み重ね、共感したり、折り合いをつけたりしながら生活できるように関わります。

こどもの安心・安全な園生活の保障

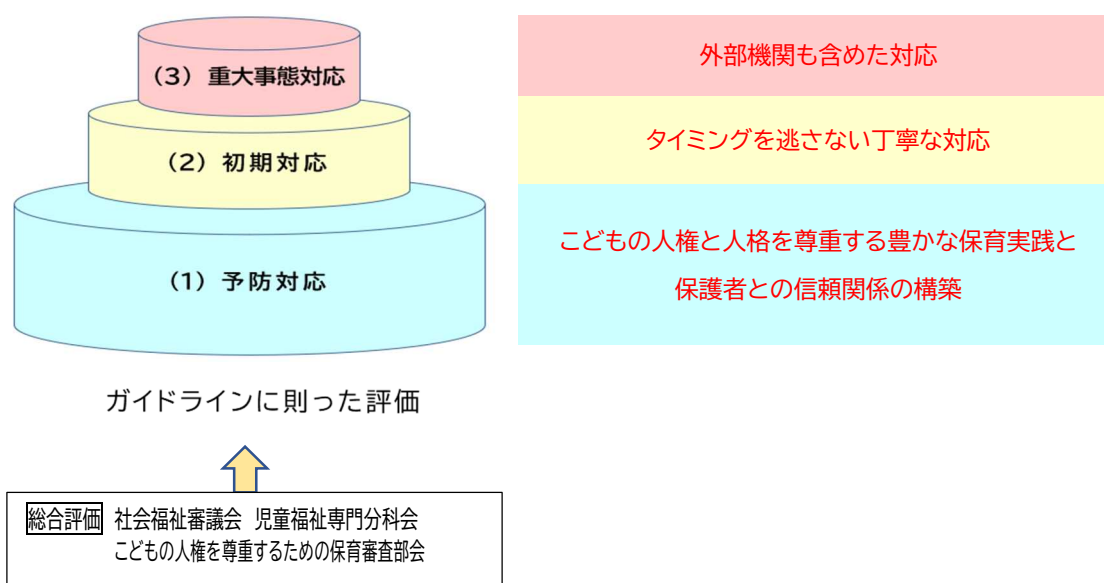
5. 安心・安全な園生活を保障する重要性

保育園や幼稚園・こども園においては、こどもの最善の利益を第一に考え、安心・安全で乳幼児にふさわしい生活が保障される保育・教育を行うことが基本です。

しかしながら、トラブルにより心身に苦痛を感じ続けて、日常のこどもの生活に支障が起きるような事態が発生したにもかかわらず十分に対応できなかった場合は、こどもの安心・安全な園生活が保障されたことにはなりません。また、昨今の社会で発生している保育者による不適切な保育なども、安心・安全な園生活が脅かされる事態といえます。

このような事態が生まれないように、日頃から未然に防止する対応が重要です。また、このままではこどもの人権や安心・安全な園生活の保障が脅かされる事態に発展する可能性があるとして予測される場合には、初期段階から迅速に対応することが重要となります。そして、問題解決に向け、事態に応じた重層的な対応を行っていくことが必要です。

6. こどもの人権を保障するための重層的な対応



7. 重層的な対応の取り組み

予防対応 こどもの人権と人格を尊重する豊かな保育実践と保護者との信頼関係の構築	
保育園・幼稚園・こども園	幼保支援課
1 人格形成の基礎を培う豊かな保育 2 豊かな保育に向けた日々の実践の振り返り 3 こどもの異変への気づき力や対応力の向上 4 専門性を高め合う職員集団づくり 5 丁寧な対応による保護者との信頼関係の構築 6 すこやか相談所や療育施設等の関係機関との日常的な連携	1 各園の状況把握と豊かな保育に向けた支援や指導・助言等 2 こどもの人権や豊かな保育に係る研修の実施

初期対応 タイミングを逃さない丁寧な対応	
保育園・幼稚園・こども園	幼保支援課
1 こども・保護者の異変やサインを見落とさない対応 2 園内に意見箱や相談窓口を設置 3 園全体での情報共有と定期的な振り返り・評価 4 トラブル等による心身の苦痛に対する適切な対応と保育の見直し 5 聴き取りや現場検証等による迅速な事実確認 6 事実の記録、対応策の検討 7 事実関係や取り組みについての保護者との共有と保護者に寄り添った丁寧な対応	1 事案の報告・相談を受けての事実確認 2 こどもの状況を園で共有できているかの実態把握 3 課内支援チームによるアセスメントと支援 4 課内支援チーム+庁内関係課によるアセスメントと支援 5 アドバイザリーボードによる専門的な助言

重大事態対応 外部機関も含めた対応	
保育園・幼稚園・こども園	幼保支援課
1 幼保支援課や関係機関との情報共有と対応 2 専門家の指導に基づいたこども・保護者のケアと保育の見直し 3 問題解決・解消に向けた対策 4 再発防止に向けた取り組み	1 事案の経緯・詳細の共有や発生した事案のアセスメントの実施 2 庁内の重大事態対応チーム（弁護士等）による支援 3 必要に応じて関係者を招集した継続的なケース検討会議とモニタリングの実施 4 アドバイザリーボードによる専門的な助言 5 市としての対応の検討

8. 豊かな保育の推進に係る取り組み

生涯にわたる人格形成の基礎を培うためには、こどもの人権と人格を尊重する豊かな保育を行っていくことが重要となります。そのために、職員間で語り合い、保護者と連携し、乳幼児期にふさわしい生活を展開していきます。

各園の取り組み

○豊かな保育に向けた日々の保育の充実

- ・家庭と連携しながら、生活リズムを整えるとともに、心地よい人との関係を育んでいきます。
- ・こどもたちの発想や願いを大事にしながら、豊かな環境を計画的に構成し、こども一人一人の個性や発達過程に応じた保育を行っていきます。
- ・日常的に職員間で保育を振り返り、多面的なこども理解に努めます。

○こどもの異変への気づき力や対応力の向上

- ・こどもの様子や状況について職員間で情報共有し、対応を行っていきます。
- ・こどもの育ちを支援するための関わりについて学び、対応力の向上を図ります。

○専門性を高め合う職員集団づくり

- ・園内研修等において、自分とは違う捉え方や価値観に触れながら話し合いを深め、職員の人権意識や専門性を高め合います。
- ・各園の課題や深めたい内容に対する学習会を開催し、学びを深めます。
- ・職員同士が互いに尊重し、高め合っていく風土を育みます。

○丁寧な対応による保護者との信頼関係の構築

- ・こどもの様子や保育内容を保護者と共有・連携していくことを通して、こどもも保護者も安心して過ごすことができるようにします。
- ・保護者の状況や様々な思いを受け止め、それぞれの家庭の状況に配慮しながら適切に援助し、信頼関係を育んでいきます。

幼保支援課の取り組み

○各園の体制整備

- ・環境準備や保育の振り返り、園内研修を充実するための職員配置や機会の保障に努めます。
- ・余裕のある保育体制の整備に努めます。
- ・各園を巡回訪問し、円滑な園運営への支援や指導・助言を行います。

○各園の保育の質の向上を図るための支援

- ・各園の実態や課題に応じた研修・研究を推進します。
- ・保育・幼児教育アドバイザー、発達相談員等による保育の充実に向けた巡回支援や指導・助言を行います。

○保育の質の向上に向けた取り組み

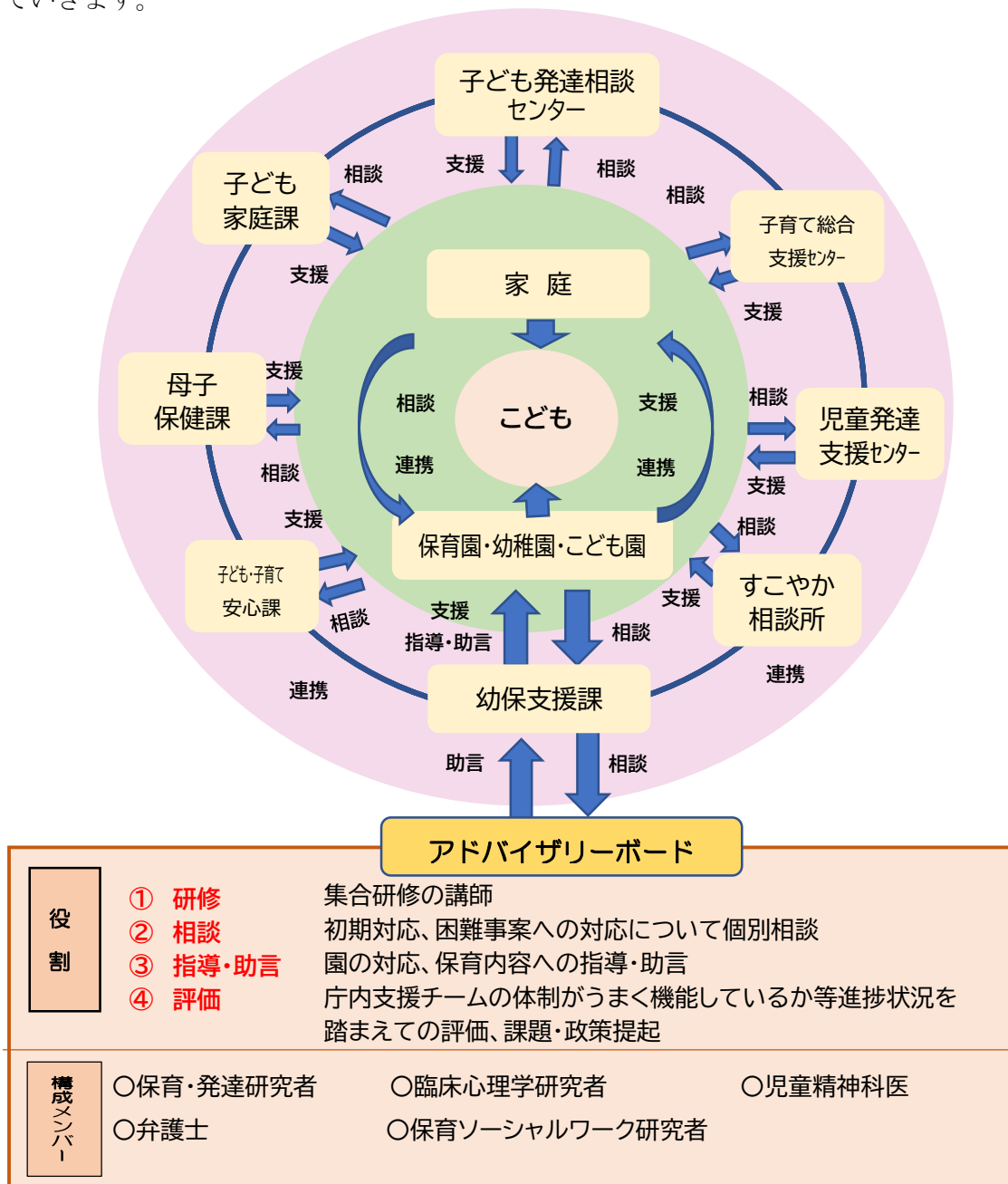
- ・保護者支援、職員のキャリアアップ、人権意識の向上、専門性を高める研修・保育研究を充実します。
- ・自己評価や第三者による評価を定期的に実施し、公表していきます。

○こどもの人権が守られるための組織体制

- ・こどもや各園の状況を把握し、必要な対応への支援や指導・助言をする課内の体制を整備します。
- ・人権に関する研修を充実します。

9. こどもを支援する体制

こどもの安心・安全な園生活が脅かされる事態はもちろんのこと、日常的に起こりうるトラブルにおいても、早期に適切な対応を行うことが必要です。その際には、まずは、園内の職員間で事実確認やアセスメント、情報共有を行い、対応を行っていきませんが、各園の対応だけでは不十分な場合には、関係課による庁内支援チームでの対応や支援を行っていきます。また、必要に応じて外部の各分野の専門家である「アドバイザリーボード」の方々から事案に対する専門的な知見による指導・助言をいただき、対応を行っていきます。



本ガイドラインはアドバイザリーボードの方々の指導・助言のもと作成しています。



大津のこどもの人権を尊重する保育のガイドライン

2024(令和6)年 10月

大津市 福祉部 子ども未来局 幼保支援課